

○性犯罪指定捜査員の運用による適正な性犯罪捜査の推進について

令和5年7月12日

道本捜1第1319号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
道警察では、「性犯罪指定捜査員の運用による適正捜査の推進について」（令元・
10. 10道本捜1第2206号。以下「旧通達」という。）に基づき、性犯罪指定捜査員の
制度を運用してきたところであるが、刑法（明治40年法律第45号）の一部改正に伴い、
旧通達について所要の見直しを行い、令和5年7月13日から次によることとしたので、
所属職員に周知徹底の上、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

記

1 目的

この通達は、性犯罪指定捜査員を効果的に運用して、性犯罪被害者の捜査過程
における精神的負担の軽減を図り、もって捜査の適正を確保することを目的とす
る。

2 定義

この通達において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に
定めるところによる。

ア 性犯罪 不同意性交等、不同意わいせつ等の性的欲求等に基づく身体犯を
いう。

イ 性犯罪指定捜査員 4の(2)の事項により指定された警察官をいう。

ウ 警察署長等 警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する所属の長又
は警察署長をいう。

エ 刑事部長等 刑事部長又は方面本部長をいう。

3 指定基準

性犯罪指定捜査員は、次のアの事項又はイの事項のいずれかに該当する者の中
から刑事部長等が指定する。

ア 警察学校性犯罪捜査専科その他の性犯罪の捜査に関する専門教養を受けた
ことがある者

イ 過去に性犯罪の捜査に携わったことがある者

4 推薦及び指定

(1) 警察署長等は、指定基準に基づき、所属の警察官の中から性犯罪指定捜査員
候補者を選定し、性犯罪指定捜査員推薦書（別記第1号様式）により警察本部
捜査第一課長を経由して刑事部長に（札幌方面以外の方面の警察署長等にあっ
ては、当該方面本部の捜査課長を経由して当該方面本部長に。5の(1)の事項及
び7の(1)の事項において同じ。）推薦するものとする。

なお、推薦に当たっては、性犯罪指定捜査員候補者が指定基準に該当してい
るかどうかの確認を確実に行うとともに、性犯罪被害者が希望する性別の捜査
員が対応できるよう、男性警察官、女性警察官の双方を推薦するものとする。

(2) 刑事部長等は、前事項による推薦を受けた場合において、当該推薦に係る者
を適任と認めるときは、その者を性犯罪指定捜査員として指定するものとする。

(3) 刑事部長等は、前事項による指定（5の事項において「指定」という。）をし
たときは、性犯罪指定捜査員指定通知書（別記第2号様式）により当該推薦を
した警察署長等にその結果を通知するものとする。この場合において、方面本
部長は、性犯罪指定捜査員指定通知書の写しを刑事部長に送付するものとする。

5 指定の解除

- (1) 警察署長等は、性犯罪指定捜査員が次の各事項のいずれかに該当する場合は、性犯罪指定捜査員解除申請書（別記第1号様式）により警察本部捜査第一課長を経由して刑事部長に指定の解除の申請をするものとする。
 - ア 他所属に配置換となる時。
 - イ 離職する時。
 - ウ その他指定を解除することが相当であると認めるとき。
- (2) 刑事部長等は、前事項の申請を受けた場合において、当該申請の内容を適当と認めるときは、指定を解除するものとする。
- (3) 4の(3)の事項は、指定の解除をした場合について準用する。この場合において、同事項中「性犯罪指定捜査員指定通知書」とあるのは「性犯罪指定捜査員解除通知書」と、「推薦」とあるのは「申請」と読み替えるものとする。

6 任務

性犯罪指定捜査員は、次の事項について自ら実施するほか、他の警察官への指導及び助言を行う。

- ア 性犯罪被害者からの事情聴取、証拠採取等
- イ 性犯罪被害者を立会人とした実況見分等
- ウ 性犯罪被害者に対する刑事手続、被害者支援制度等についての説明
- エ アの事項からウの事項までに該当するもののほか、性犯罪の捜査を適正に推進する上で必要となる活動

7 派遣の要請

- (1) 警察署長等は、性犯罪の捜査を行う場合において、必要と認めるときは、口頭により警察本部捜査第一課長を経由して刑事部長に他所属の性犯罪指定捜査員の派遣を要請することができる。
- (2) 刑事部長等は、前事項による要請を受けた場合において、当該要請を必要と認めるときは、性犯罪指定捜査員の派遣を決定するとともに、関係する警察署長等にその旨を通知するものとする。

8 教養訓練

刑事部長等は、性犯罪指定捜査員に対し、捜査能力の向上のために必要な教養及び訓練を実施するものとする。

9 事務の処理

この通達に基づき刑事部長等が行う事務の処理は、警察本部捜査第一課（方面本部長が行う事務の処理にあつては、当該方面本部の捜査課）において行う。

※ 別記様式は省略